

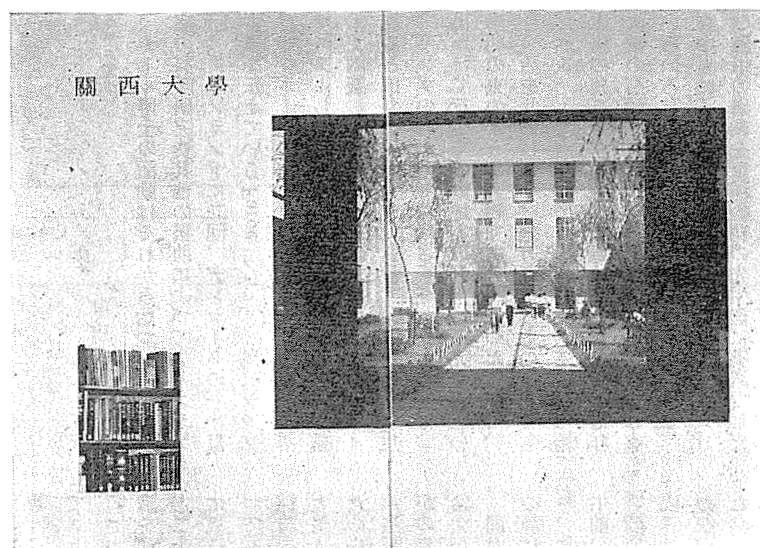
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Dec. 30th, 1959, No. 334.

關西大學學報

昭和34年12月 第334号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十四年十二月三十日発行（毎月一回三十日発行）
通卷三三四号



昭和35年度「大学一瞥」（見返し頁）

關西大學出版部

ピエル・ナール 博士を迎えて (Pierre Naert)

高 橋 盛 孝
文学部教授

一九五七年私は、関大の在外研究員として約三ヶ月(三月上旬以降)スエーデンに留学し、その大部分をルンドに送った。かねてナール氏が、アイヌ語に関し、すぐれた意見をもつて居る事をヤコブソン教授に聞き、文通もしていた関係で同君に一方ならぬ恩を受けた。

同君は今年四十二才、アルビ(バリー近郊)に生れ、地方で小学中学等を終え、パリイ大学に入つたが、英独、仏等専門の大家の山の如く居る欧洲で、こういう言語学の研究をつづける事は無用とさとり、弱小国の言語研究をするため、スエーデンのルンド大学に転じ、リンドクヴィスト其他の大家に師事して北欧語を中心に比較言語学を専攻し優等で卒業まもなく博士号を得、引きつゞき同校に就職、目下客員教授である。外人が正教授になる事は非常に困難であるが、目下著々手を打つていと私に話していた。今一つの総合大学であるウプサラ大学には、コリンダー博士の下でフィン語ユカギル語の比較研究をし、師の著書に対し峻烈な批評をしたのがたゞつて、これ亦教授の地位を得られず、悶々として日を送つていたフィン人の博士ユーホー・アンケリア(ラプ風の名ヨハネス・アングレを近頃は用いてゐる。Jangas)をルンド大学に迎へ、世界唯一のユカギル語講座を開かせたのもナール博士の功績である。アングレ氏は近頃では自説のユカギル・ウラリツク並行論について多少疑問を抱いている。(タレイノヴィ

ツチ「ユカギル文法」)

さて、ナール博士の活動はそれから始つた。スエーデン王室の科学研究費其他の援助によつてアイスランドに五回、フィンランドに二回、デンマークの一小島で古語古風を伝えている Farce (フアロイ) 島、ラップランド、ピレネー山のバスク等に旅行して十分これ等の語をマスターし、ノールウェイ、スエーデンの方言も実によく調査している。著書論文も多い。アルバイトに疲れると田舎へ行つて、貸別荘で保養して自炊生活をし、ランプの光の下で静けさを楽むかと思えば、又もや出かけて行つてその地方の方言を研究するといふ誠に学問の鬼のような人物である。行つた先々で、漁夫達と生活を共にしたり、地方のたべものは何でも喜んでたべる。十年前からアイヌ語に興味をもち始め、日本語の読み書きを独学で始めた。たまたま五年前、本学の高塚助教授がパリイに留学していたのを知り、いろいろ日本語について教わつたそうである。私の滞在中もいろいろ質問に応じ、十回にわたり、日本語及び風俗の講義を東洋語科の先生達に英語でした所が、ナール氏のお骨折りで大学の臨時講師に任命され、謝礼までもらつた。その研究中にアイヌ語が印欧語族の古い分れである事を認め、二三の論文を出した。私もいくらか助言をした。その頃から見ると今回来日の際には、格段の進境を示して居り、最近の比較

言語学の成果を十二分に活用して居り、一寸我々の手におえない位の確実性を帯びて来た。例証は必ずしも十分豊富とは言いが、論法のとしさが、考え方の卓抜さは十分諸兄も認められた事と思う。賛否はともかく今後アイヌ語を研究するものの一応参照すべき名著は、「アイヌ語の地位、第一、アイヌ語と印欧語」でスエーデンストックホルムのグレイルプ社で昨年刊行された。今年四月三十日羽田に到着、私も当局に休講を願ひて行を共にし、函館、札幌、網走、釧路など二十日ほど廻り、私は一応引き上げたが、同君は更に放送局の好意で貸与されたデン助(携帯録音機)をもつて右の地方の外、日高、根室、阿寒、稚内とくまなく探訪をつづけ、大巻のテープ十三巻(二つが二時間位)と大型ノート五冊にぎつしりと方言、土俗其他を採録したのをみやげに、二十八日羽田をたつ予定である。北海道新聞に、服部、館脇、河野教授等のお世話で紹介がのり(七月十五日、十八日 英文毎日)にはナール氏自筆の論文が、井上教授のお世話で採択された。(七月十二日) 同君の来阪中は、極めて多忙であつたが、教育会館の静けさを愛し、学校当局、毎日新聞社の御配慮により、二十三日大毎講堂に於ける一般公開講演二十四日午前、法文第一教室に於てや、専門的な論証の発表、質問応答、録音テープの発表などがあり、歓迎の宴に臨み、当局から配せられた車で、上六に向い、奈良に遊び、林泉の美、古寺の趣を愛で、満足して引き上げた。

同氏の意見を一言に要約する事は困難であるが、音韻の変化、(例 D>H) 異体詞 (Alternative) (例えば a i e) 音韻対応 (O-ye-a-~Zero) 等の方面から印欧語とアイヌ語との根本的な対応、日本語対アイヌ語の問題、同形異義詞の一致 (アイヌ印欧語間の) 語頭重

目 科 択 選				目 科 修 必								
企業法研究	労働法学研究	国際私法学研究	民事訴訟法学研究	英米法研究	法制史研究	商法学研究(三)	商法学研究(二)	商法学研究(一)	民法学研究(四)	民法学研究(三)	民法学研究(二)	民法学研究(一)
講義 四	講義 四	講義 四	講義 四	講義 四	講義 四	演習 八	講義 四	演習 八	講義 四	演習 八	講義 四	演習 八

1 二カ年以上在学し、三十二単位以上の単位を取得しなければなら
ない。

2 必修科目の中から、一学科目十

二単位（講義四単位演習八単位）
を選定し、これをその学生の専修
科目とする。

専修科目のほか、必修科目（専修科目を除く）及び選択科目の中から、講義二十単位以上を履修しなければならない。

3 専修科目の演習を担任する教授を当該学生の指導教授とし、学科

目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

4 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の研究科の修士課程又は学部の学科課程について修得させた学科目八単位までは所定の単位数に充当することができる。

第十條 法學研究科博士課程における学科目、單位數及び履修方法は左の通りとする。

但し、一週一時間十五週の講義又は演習をもつて一單位とする。

類別	必修科目	選修科目	類別
學科	刑法學特殊研究 世界法史學 法理學基本問題	政治學特殊研究 政治史特殊研究 刑法學特殊研究 國際法學特殊研究 國法學特殊研究 行政法學特殊研究 憲法學特殊研究	學科
單位數	講義四 講義四 講義四	講義八 講義八 講義八 講義八 講義八 講義八 講義八	單位數

目 科 採 選					目 科 修				
法理學基本問題	英米法特殊研究	ローマ法研究	國際私法特殊研究	民事訴訟法特殊研究	商法學特殊研究(二)	民法學特殊研究(四)	商法學特殊研究(一)	民法學特殊研究(三)	民法學特殊研究(二)
講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	演習	講義	講義
四	四	四	四	四	四	四	八四	八四	八四

1 三年以上在学し、二十単位以上の単位を取得しなければならぬ。

2 必修科目の中から、一学科目十

二単位（講義四単位演習八単位）を選定し、これをその学生の専修科目とする。

専修科目のほか、必修科目（専修科目を除く）及び選択科目の中から

ら、講義八単位以上を選択履修しなければならぬ。

3 専修科目の演習を担任する教授を当該学生の指導教授とし、学科の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

4 指導教授が当該学生の研究上特
に必要と認めた場合に限り、他の
研究課の学科課程について修得さ
せた学科目8単位迄は所定の単位

数に充当することができる。

第二節 文学研究科

第十一条 文学研究科修士課程に於ける学科目、単位数及び履修方法は左の通りとする。

但し一週一時間十五週の講義又は演習をもつて一単位とする。

一、学科目、單位數

英文學專攻

[illegible]

国文学専攻

必修科目	国語及国文学研究	講義 一〇八
類別	学 科 目	单位数

選	國文學史研究	講義	四
扱	支那文學研究	講義	四
	日本文化史研究	講義	四
	東洋文化史研究	講義	四

目 科			
比較文学研究	美術及美術史研究	支那哲学研究	日本史研究(二)
講義四	講義四	講義四	講義四

哲学専攻

目 科 択 選								類別	必修科目	単位数
哲学及哲学史研究	古典語研究(一)	古典語研究(二)	支那哲学研究	日本文化史研究	東洋文化史研究	西洋文化史研究	大陸文学研究(一)	大陸文学研究(二)	美術及美術史研究	講義一〇八
講義一〇八	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	演習一〇八

日本史学専攻

目 科 択 選			類別	必修科目	単位数
日本史研究(一)	日本史研究(二)	日本文化史研究	講義四	講義四	演習一〇八

目 科			
東洋文化史研究	西洋文化史研究	美術及美術史研究	考古学
講義四	講義四	講義四	講義四

独逸文学専攻

目 科 択 選								類別	必修科目	単位数
独逸学及独逸文学研究	大陸文学研究(一)	大陸文学研究(二)	比較文学研究	美術及美術史研究	東洋文化史研究	西洋文化史研究	古典語研究(一)	古典語研究(二)	古 典 語 研 究	講義一〇八
講義一〇八	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	演習一〇八

二、履修方法

1 二カ年以上在学し、三十四単位以上の単位を取得しなければならぬ。

2 英文学を専攻する者は、必修科目十八単位(講義八単位演習十単位)を履修するほか、選択科目の中から英語学研究(四単位)を含めて十六単位以上を選択履修しなければならない。

国文学を専攻する者は、必修科目十八単位(講義八単位演習十単位)を履修するほか、選択科目の中から支那文学研究(四単位)を含めて十六単位以上を選択履修しなければならない。

哲学を専攻する者は、必修科目十八単位(講義八単位演習十単位)を履修するほか、選択科目の中から古典語研究(四単位)を含めて十六単位以上を選択履修しなければならない。

日本史学を専攻する者は、必修科目十八単位(講義八単位演習十単位)を履修するほか、選択科目の中から日本史研究(二)(四単位)を含めて十六単位以上を選択履修しなければならない。

独逸文学を専攻する者は、必修科目十八単位(講義八単位演習十単位)を履修するほか、選択科目の中から大陸文学研究(四単位)又は比較文学研究(四単位)を含めて十六単位以上を選択履修しなければならない。

3 必修科目の演習を担任する教授を当該学生の指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

4 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の

研究科の修士課程又は学部の学科課程について修得させた学科目八単位迄は所定の単位数に充当することができる。

第十二条 文学研究科博士課程における学科目、単位数及び履修方法は左の通りとする。

但し一週一時間十五週の講義又は演習をもつて一単位とする。

一、学科目、単位数

国文学専攻

目 科 択 選						類別	必修科目	単位数
近世文学(一)	近世文学(二)	中 古 文 学	古代文学(一)	古代文学(二)	国語学特殊研究	講義四	講義四	演習四
講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	講義四	演習四

哲学専攻

目 科 択 選			類別	必修科目	単位数
哲学根本問題	哲学特殊問題(一)	哲学特殊問題(二)	講義四	講義四	演習四

選 択 科 目			
西洋古代哲学原典研	講義	四	四
西洋中世哲学原典研	講義	四	四
西洋近世哲学原典研	講義	四	四
社会学特殊研究	講義	四	四
支那哲学特殊研究	講義	四	四

二、履修方法

1 三カ年以上在学し、二十単位以上の単位を取得しなければならぬ。

2 必修科目の中から一学科目十二単位（講義四単位・演習八単位）を選定し、これをその学生の専修科目とする。

3 専修科目のほか、必修科目（専修科目を除く）及び選択科目の中から講義八単位以上を選択履修しなければならぬ。

4 専修科目の演習を担当する教授を当該学生の指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の研究科の学科課程について修得させた学科目八単位又は所定の単位数に充当することができる。

第三節 経済学研究科

第十三条 経済学研究科修士課程にお

ける学科目、単位数及び履修方法は左の通りとする。但し一週一時間十五週の講義又は演習をもつて一単位とする。

一、学科目、単位数

経済学専攻		類別	学 科 目	単 位 数
		必修	経済理論研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	金融経済論研究	講義 八 演習 四
		必修	証券経済論研究	講義 八 演習 四
		必修	信託経済論研究	講義 八 演習 四
		必修	景気変動論研究	講義 八 演習 四
		必修	経済学史研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	西洋経済史研究	講義 八 演習 四
		必修	日本経済史研究	講義 八 演習 四
		必修	財政学研究	講義 八 演習 四
		必修	会計学研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	経営学研究	講義 八 演習 四
		選択	経済理論研究(二)	講義 四
		選択	経済学史研究(二)	講義 四
		選択	貨幣論研究	講義 四
		選択	国際経済論研究	講義 四
		選択	統計学研究	講義 四
		選択	経済政策研究	講義 四
		選択	交通論研究	講義 四

目 科

社会政策研究	講義	四
ドイツ経済史研究	講義	四
会計学研究(二)	講義	四
監査論研究	講義	四
企業財務論研究	講義	四
貿易経営論研究	講義	四

二、履修方法

1 二カ年以上在学し、三十二単位以上の単位を取得しなければならぬ。

2 必修科目の中から一学科目十二単位（講義四単位・演習八単位）を選定し、これをその学生の専修科目とする。

3 専修科目のほか、必修科目（専修科目を除く）及び選択科目の中から講義二十単位以上を選択履修しなければならぬ。

4 専修科目の演習を担当する教授を当該学生の指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の研究科又は学部の学科課程について修得させた学科目八単位又は所定の単位数に充当することができる。

第十四条 経済学研究科博士課程における学科目、単位数及び履修方法は左の通りとする。

但し一週一時間十五週の講義又は演習をもつて一単位とする。

一、学科目、単位数

金融経済・経済史専攻		類別	学 科 目	単 位 数
		必修	金融理論特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	経済理論特殊研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	証券経済論特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	信託経済論特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	景気変動論特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	経済学史特殊研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	西洋経済史特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	日本経済史特殊研究	講義 八 演習 四
		必修	財政学特殊研究(一)	講義 八 演習 四
		必修	経済理論特殊研究(二)	講義 四
		必修	経済学史特殊研究(二)	講義 四
		必修	経済政策特殊研究	講義 四
		必修	財政学特殊研究(二)	講義 四
		必修	貨幣論特殊研究(二)	講義 四
		必修	日本経済史特殊研究(二)	講義 四
		必修	ドイツ経済史特殊研究(二)	講義 四
		必修	フランス経済史特殊研究	講義 四

二、履修方法

1 三ヵ年以上在学し、二十単位以上の単位を取得しなければならぬ。

2 必修科目の中から一学科目十二単位（講義四単位演習八単位）を選定し、これをその学生の専修科目とする。

専修科目のほか、必修科目（専修科目を除く）及び選択科目の中から講義八単位以上を選択履修しなければならぬ。

3 専修科目の演習を担当する教授を当該学生の指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

4 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の研究科の学科課程について修得させた学科目八単位までは、所定の単位数に充当することができる。

第三章 試験、課程の終了

第十五条 大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学年末に試験を行う。但し研究報告を学年末に提出せしめてこれに代えることができる。前項の外二回以上の中間研究報告を徴することを原則とする。

第十六条 学年末試験の成績は各学科目毎に決し、点数をもつてこれを表示し、六〇点以上を合格とする。合格し

た学科目については、所定の単位を与える。

第十七条 本大学院における最長在学年限は左の通りとする。

一、修士課程においては四カ年とする。但し、特別の理由ある者に対しては、大学院委員会の議を経て更に一カ年延長することができる。

二、博士課程においては六カ年とする。

2 博士課程において所定の単位を得た者が、一旦退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して六カ年を超えることができない。

第十八条 博士課程に三ヵ年以上在学し所定の単位を取得した者には、単位取得証書を授与する。

第十九条 修士課程若しくは博士課程に、所定の年限在学して所定の単位を取得し、且つ学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもつて、その課程を終了したものとする。

第二十条 博士課程において所定の単位を取得したのち退学した者が、退学の日までに論文を提出し、一年以内にその審査及び最終試験に合格したときは、引続き在学して課程を終了したものと見做す。

2 前項の場合課程修了の日附は、退学の日に遡るものとする。

第四章 学位及びその授与

第二十一条 修士の学位は、本大学院修士課程に二年以上在学し、履修科目について所定の単位を取得し、且つ学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て授与する。

第二十二条 修士の学位は、その修了した研究科の課程に応じて左の通り区分する。

法学研究科 法学修士（関西大学）
文学研究科 文学修士（関西大学）
経済学研究科 経済学修士（関西大学）

第二十三条 博士の学位は、本大学院博士課程に三年以上在学し、履修学科目について所定の単位を取得し、且つ学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て授与する。

第二十四条 博士の学位は、その修了した研究科の課程に応じて左の通り区分する。

法学研究科 法学博士（関西大学）
文学研究科 文学博士（関西大学）
経済学研究科 経済学博士（関西大学）

第二十五条 本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

2 前項の論文が、第二十三条の規定により学位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、且つ、請求者が、専攻学術に関し、広い学識

と研究を指導する能力を有するものと確認されたときは、大学院委員会の議を経て、第二十四条の区分に従い、博士の学位を授与する。

第二十六条 学位及びその授与については、本章のほか、関西大学学位規程に定める。

第五章 教員組織

第二十七条 大学院における授業及び指導を担当する者は、大学院教員資格に該当する本学の教授をもつてこれに充てる。

2 当該授業を担当すべき教授を欠く場合、その他特別の事情があるときは、助教授又は講師をもつてこれに充てることができる。

第六章 運営組織

第二十八条 本大学院に大学院委員会をおく。

第二十九条 大学院委員会は、修士課程及び博士課程における必修科目担任の教授をもつて組織する。

第三十条 大学院委員会の責任者を、大学院部長とする。

大学院部長の任免は、学校法人関西大学職員の内免及び職務権限に関する規定による。

2 大学院部長は大学院委員会を召集してその議長となる。

第三十一条 大学院委員会は左の事項について審議する。

一、学生の入学、休学、退学及び復学

に関する事項

二、試験に関する事項

三、学生の補導に関する事項

四、学生の賞罰に関する事項

五、学位の授与に関する事項

六、研究科及び学科目の増設又は変更に関する事項

七、教授、助教授及講師の学科担任に関する事項

八、大学院学則及び規程の変更に關する事項

九、大学院の教務上必要な施設に関する事項

十、その他重要な事項及び理事会又は大学院部長の諮問する事項

第三十二条 各研究科に、大学院委員会の部会として、研究科委員会をおく。

第三十三条 研究科の責任者を研究科幹事とし、当該研究科所屬委員の互選によつてこれを定める。

2 研究科幹事は研究科委員会を召集し、その議長となる。

第三十四条 研究科委員会は当該研究科の教務に関する事項について審議する。

第三十五条 第三十一条の規定に拘らず大学院の教務に關し重要でないものについては大学院部長と研究科幹事との合議によつて代行することができる。

第三十六条 大学院委員会及び研究科委

員会においては議事録を作成し、議長及び出席した教授一名がこれに署名する。

第七章 学年・学期及び休日

第三十七条 本大学院の学年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

学年を二期に分け、四月一日から九月三十日までを前期、十月一日から翌年三月三十一日までを後期とする。

第三十八条 本大学院における休日は左の通りとする。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 本大学創立記念日

四 夏季休暇 七月十一日から九月十日まで

五 冬季休暇 十二月二十一日から翌年一月十日まで

第八章 入学・休学及び退学

第三十九条 入学時期は毎年四月とする。

第四十条 修士課程に入学することのできる者は、左の各号の一に該当する者に限る。

一 大学を卒業した者

二 外国の大学を卒業した者で右と同等以上の学力を有する者

三 文部大臣の指定した者

四 本大学院において大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めたる者

前項第四号の学力認定は本大学院の学力認定委員会において行う。

第四十一条 博士課程に入学することのできる者は左の各号の一に該当する者に限る。

一 修士の学位を有する者

二 外国の大学において修士に相当する学位を得たる者

第四十二条 入学志願者に対しては入学試験を行う。入学試験は、学力、人物、健康について考查する。

学力考查は、論文試験、外国語試験及び口頭試験によつて行う。

第四十三条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを所定の期日までに提出しなければならない。

第四十四条 入学試験に合格した者は、所定の期間内に、入学金、授業料その他の学費を納入し、且つ所定の在学保証書を提出しなければならない。

右手続を完了しない者は、入学を許可しない。

第四十五条 病氣その他止む得ない事由によつて長期に亘り出席することができない者は、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上休学願を提出し、許可を得なければならない。

休学期間は当該年度内とし、次学年度に亘る場合は更に前項の手続を経なければならない。

引続き三カ年度に亘る休学は許可しない。

第四十六条 健康上修学に不適当と認めたる者に対しては、休学を命ずることがある。

第四十七条 休学者が保証人連署の上復学を願出たときは、大学院委員会の議を経てこれが許可を決する。

復学は、学年の始めてなければ認めない。

第四十八条 病氣その他止むを得ない事由によつて退学しようとする者は、理由を具して、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

博士課程において三カ年以上在学し所定の単位を取得した者が退学する場合も前項に準ずる。

第四十九条 退学した者が再入学を願出たときは、大学院委員会の議を経てこれが許可を決する。再入学は学年の始めてでなければ認めない。

退学した年度から起算して翌々年度の四月三十日を越えての再入学は、第五十一条に規定する者を除きこれを許可しない。

第五十条 第四十九条第二項によつて、退学した者が学位論文提出のため再入学しようとする場合は、退学後五年

以内に限りこれを許可する。

第五十一条 他の大学の大学院から本大学院に編入を志願する者に対しては、編入試験を行う。

編入を志願する者は、書類に所属大学の学長又は研究科の長の承認書を添付することを要する。

第五十二条 本大学院から他の大学の大学院に転学しようとする者は、大学院委員会の議を経て許可を受けなければならない。

第五十三条 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究所内において、その専攻を変更することはこれを許さない。但し特別の事情ある者に限り、大学院委員会の議を経てこれを許可することがある。

第九章 入学検定料、入学金、授業料等

第五十四条 第四十三条に定める入学検定料、第四十四条に定める入学金、授業料、施設拡充資金及び校費等の納入金は別表の通りとする。

一旦納めた納入金は事情の如何にかかわらず返還しない。

第五十五条 休学期間中の授業料は徴収しない。

第五十六条 授業料を滞納したものは除籍する。

第五十七条 一旦退学し、又は除籍された者が、再入学を願出て許可されたとき、再入学金を納めなければならない。

再入学は別表の通りとする。

第十章 教職課程

第五十八条 本大学院に教職課程を設置する。

教職課程については別に定める。

第十一章 委託学生 聴講生 外国学生

第五十九条 公共団体若しくはその他の機関から本大学院の特定の学科目について修学を委託された者があるときは、正規の学生の研究に妨げない限り、選考の上委託学生としてこれを許可する。

第六十条 委託学生は、履修した学科目について試験を受けなければならない。

試験に合格した者には証明書を交付する。

第六十一条 本大学院の特定の学科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げない限り、選考の上聴講生としてこれを許可することがある。

聴講し得る学科目は一カ年につき三科目以内とする。

第六十二条 聴講生は、聴講した学科目につき試験を受けることができる。試験に合格した者には、願出によつて

証明書を交付する。

第六十三条 委託学生並びに聴講生は、一科目につき所定の聴講料をおさめなければならない。

聴講料は別表の通りとする。

第六十四条 外国人で本大学院に入学しようとする者は、選考の上、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生として、入学を志願することのできる者は、本学則第四十条又は第四十一条の資格を有し、且つ

外国公館の証明ある者に限る。

3 外国学生の取扱については外国学生規定による。

第六十五条 委託学生、聴講生及び外国学生については、本章のほか、正規の学生に関する規定を適用する。

第十二章 特別研究生

第六十六条 本大学院に特別研究生をおく。

特別研究生に関しては、特別研究生規程による。

第十三章 貸費生

第六十七条 本大学院の学生で、特別の事情ある者に対しては、学費を貸与することができる。

学費の貸与に関しては、関西大学英委員会規定による。

第十四章 海外留学生

第六十八条 本大学院博士課程に在学中の学生で、人物学業ともに優秀であ

り、特に海外における研究を必要とする者に対しては、学費を貸与して留学させることがある。

第十五章 研究指導施設

第六十九条 本大学院に図書室を設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

第七十条 本大学院に学生研究室を設ける。各学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導のために用いることができる。

第十六章 厚生保健施設

第七十一条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第十七章 賞 罰

第七十二条 人物、学業共に優秀なものはこれを表彰する。

第七十三条 本大学院の学則または規則に背き、その他学生の本分にもとる行為をしたものは、懲戒処分に付する。懲戒は、譴責、停学及び退学の三種とする。

附 則

1 本規定は昭和三十五年四月一日から実施する。

2 本規定施行以前において、すでに博士課程所定の単位を取得し退学した者に対しては、学位論文提出のため再入学の期間を、本規定施行の日から五年以内とする。

關西大學學位規程

第一章 總 則

第一條 この規程は、本大学における学位及びその授与について定めるものとする。

第二條 本大学に於て授与する学位は博士及び修士とする。

第三條 修士の学位は、本大学院の修士課程に二年以上在学し、履修科目について所定の単位を取得し、且つ学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て之を授与する。

第四條 修士の学位は、その修了した研究科の課程により左の通りとする。

法学修士 (関西大学)
文学修士 (関西大学)
経済学修士 (関西大学)

第五條 博士の学位は、本大学院の博士課程に三年以上在学し、履修科目について所定の単位を取得し、且つ学位論文の審査並びに最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て之を授与する。

第六條 博士の学位は、その修了した研究科の課程により左の通りとする。

法学博士 (関西大学)
文学博士 (関西大学)
経済学博士 (関西大学)

第七條 本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、

学位論文を提出して審査を請求することができ。

2 前項の学位論文が、第五条の規程により博士の学位を授与すべきものと同等以上の内容を有し、且つ第三十一条の定めるところにより、請求者が専攻学術に関し広い学識と研究を指導する能力を有するものと確認されたときは、大学院委員会の議を経て、第六条に従い、博士の学位を授与する。

第二章 修士の学位

第八條 修士の学位論文(以下修士論文という)は、修士課程第二年次以上在学し、履修科目について、所定の単位中二十単位以上を取得した者が、予め論文計画書を提出し、且つ外国語の学力に関する認定に合格した上でなければ、これを提出することができない。

2 論文計画書は、修士論文提出期限の少なくとも六ヶ月前迄に、指導教授の承認を得て提出しなければならない。

3 外国語に関する学力の認定は、一カ国語以上について行う。

第九條 修士論文は大学院事務室を経て、大学院委員会に提出するものとする。提出の時期は在学第二年次の者は十二月、第三年次以上の者は毎年七月、又は十二月とし、予め指定された日時に提出しなければならない。

第十條 修士論文の審査は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の定める審査委員によつてこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関連ある学科目担任の教授二名以上を加えるものとする。

3 審査委員は、審査の結果を大学院委員会に報告するものとする。

第十一條 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもつて、前条の審査委員が修士論文を中心とし、試問の方法によつて行う。

試問は口頭による、但し筆答試問を併せ行うことができる。

2 最終試験施行の日時は、各研究科毎に概ね統一して行うものとし、大学院委員会において決定する。

第十二條 修士論文の審査並びに最終試験は、当該論文の提出期限後概ね三ヶ月以内に終了するものとする。

第十三條 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもつて合格とする。

第十四條 修士論文の審査並びに最終試験の結果は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認を得なければならない。

第十五條 大学院部長は、修士論文の審査並びに最終試験に合格した者の氏名を、速かに学長に報告するものとする。

第十六條 学長は、修士課程を修了した者に対し、修士の学位記を授与する。2 修士の学位記の授与は、毎年三月

及び九月とする。

第十七條 修士の学位記は附表第一による。

第三章 博士の学位

第一節 課程修了による学位

第十八條 博士の学位論文(以下博士論文という)は、博士課程第三年次以上在学し、履修科目について所定の単位を取得した者、若しくは取得すべき見込の者が予め論文の計画について指導教授の承認を得、且つ外国語の学力に関する認定に合格した上でなければ、これを提出することが出来ない。

2 論文の計画については、博士論文提出の少くとも一ヶ年前に、指導教授の承認を得なければならない。

3 外国語に関する学力の認定は、二カ国語以上について行う。

第十九條 博士論文は三部作成し、大学院事務室を経て、大学院委員会に提出するものとする。

第二十條 博士論文の審査は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の定めた審査委員によつてこれを行う。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関連ある学科目担任の教授二名以上を加えるものとする。但し必要あるときは、助教授又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 審査委員は、論文の審査及び評価に関する意見を記載した審査要旨を、大学院委員会に報告するものとする。

第二十一條 博士の学位に関する最終試

験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもつて、前条の審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によつて行う。

試問は口頭による、但し筆答試問を合せ行うことが出来る。

2 最終試験の日時は、主査委員の意見を徴し、大学院委員会において決定する。

第二十二條 博士論文の審査並びに最終試験は、当該論文受理後概ね一カ年以内に終了するものとする。

第二十三條 博士論文は、当該専門分野における独創的研究によつて、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力あることを示すに足るものをもつて、合格とする。

第二十四條 博士論文の審査並びに最終試験の結果は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認を得なければならない。

第二十五條 前条の研究科委員会は、全員の四分の三以上の出席を要する。

第二十六條 大学院部長は、博士論文の審査並びに最終試験に合格した者の氏名、論文審査要旨および最終試験の結果の要旨を、速かに学長に報告するものとする。

第二十七條 学長は、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士の学位記を授与する。

第二十八條 課程修了による博士の学位記は附表第二による。

第二節 論文提出による学位

第二十九條 第七條の規定により学位を請求する者は、学位申請書に、博士論文、履歴書、研究業績一覧表及び別に定める審査手数料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

2 学位申請書には、当該論文の審査を受けようとする学位の種類を指定するものとする。

3 博士論文は、三部提出することを要する、但し参考論文を添付することが出来る。

第三十條 前条の博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行つた上で、審査に附する。

2 専攻分野に関する学力の認定は、博士課程所定の単位を取得した者と同等以上の学力の有無を、試問によつて行う。

3 試問は、当該申請者の指定する種類の学位に関する研究科の学科目及び関連する研究科の学科目の中から少くとも三科目以上について行うものとする。

4 外国語に関する学力の認定は、二カ国語以上について試問によつて行う。

5 前二項の試問において合格しなかつた学科目については、一年以内にさらに一回限り試問を受けることが出来る。

6 試問は、原則として筆答試問による。

7 本条に規定する学力の認定は、大

学院委員会の議を経て他の方法によることができる。

第三十一條 博士課程において所定の単位を取得したのち退学した者が、退学後八年以内に博士論文を提出して審査を請求するときは、前条の専攻分野に関する学力の認定のための試問を免除することが出来る。

第三十二條 学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第三十條第二十一條第二十三條、及至第二十五條の規定を準用する。

第三十三條 学位申請者の博士論文の審査試問は、専攻分野に関する学力並びに外国語に関する学力の認定を行つた後、概ね一カ年以内に終了するものとする。但し大学院委員会の議を経て期間を延長することが出来る。

第三十四條 学位請求者に対する博士の学位記の授与その他については第二十六條、第二十七條を準用する。

第三十五條 学位申請者の博士の学位記は附表第三による。

第三節 審査手数料

第三十六條 第二十九條の規定により博士論文を提出して審査を請求する者は審査手数料二万円を納付しなければならない、但し博士課程において所定の単位を取得して退学した場合、これを免除することが出来る。

2 一旦納付した審査手数料は、これを返付しない。

第四節 審査要旨の公表等

第三十七條 学長は、博士の学位を授与した者の氏名、論文の審査要旨、最終試験の成績その他必要事項を、当該学位を授与した日から一カ月以内に、文部大臣に報告するものとする。

第三十八條 本大学において博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三カ月以内に、その論文の要旨及び論文審査の要旨を大学の定めるところに従つてこれを公表するものとする。

第三十九條 本大学において博士の学位の授与を受けた者は、授与の日から一年以内に、その論文を「関西大学審査学位論文」と明記して印刷公表しなければならない、但し、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表されているときは、この限りでない。

第四十條 単位取消 本大学において修士又は博士の学位の授与を受けた者は、左の事実があつた時は、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し学位記を返付せしめ且つその旨公表する。

一、不正の方法によつて学位の授与を受けた事実が判明したとき

二、榮譽を汚辱する行為があつたとき

第五章 其 他

第四十一條 審査を終了した学位論文は、本大学図書館に保存する。

附 則 本規定は昭和三十五年四月一日から施行する。

学内報

学内協議会

大学協議会と改名

関西大学学内協議会の名称を、関西大学協議会と変更することに、十二月一日の理事会で決定した。

大学院学則改正

学位規定制定

「関西大学院規定」は従来「関西大学学則」第七章として規定されていたのを今般分離して全面的改正を行つて、「関西大学院学則」を設けることになり、十二月八日の理事会で決定した。

なお、これと関連して新制大学の学位も早晚授与しなければならないので、「学位規定」を併せて制定した。(学則、規定別項参照)

経済学部規程一部改正

経済学部では、技術革新に伴う経済社会の発展並びに経済学の著しい進歩のために学科目の改正と増設の必要があると認め、今回学則の一部を改正することになった。

- なお、改正の要点は左の通りである。
1. 経済原論(1)及び(2)を必修とすること
 2. 一、二類科目については三年、四年次

生の学科目配当の枠をはづし、選択の自由を広め、かつ四年次配当学科目の利用度を高めること

3. 増設学科目(経済体制論、経済理論特殊問題、後進国開発論、経済政策特殊問題、経営経済学特殊問題、工学概論、特許法)

PR委員会設置

マス・コミ時代に応ずる、大学のPRの必要性に鑑み、かねてから種々検討していたが、今般本格的にPR委員会を設けて、積極的に実施することになった。

PR委員会委員左の通り(順序不同、敬称略)

- 大島 武夫(評議員)
村上 精三(同)
門上 敏夫(同)
久井 忠雄(専務理事)
矢野 文雄(常務監事)
山田松太郎(教授、就職部長)
並井 義正(同、入試実行委員長)
松原 藤由(教授)
大江久五郎(総務局長)
池田信之助(学務局長)

オハイオ大学

ラガツ教授講演

文学部では、目下フルブライト交換教授として来日中のオハイオ大学ラウエル・ラガツ(Prof. Lowell Ragatz)教授を招いて、十二月十九日(土)午後一時より千里山第一学舎第一会議室で、史学講演会を開催した。

「イギリス重商主義」
オハイオ大学教授 ラウエル・ラガツ

中山、辻合両氏に

博士号授与

本学評議員中山幸市氏は経済学部に、大阪市大助教授辻合喜代太郎氏は文学部に、それぞれ博士請求論文を提出していたが、いずれも各教授会をパスし、中山氏には十一月三十日付(文部省)を以て経済学博士号が、辻合氏には十二月十六日付で文学博士号が授与された。

なお、博士号授与式は十二月十二日千里山大学ホールで行われ、理事長、役員各学部長、各主査出席の下に学長より中山氏に学位記が授与され、また、十二月二十六日には辻合氏に学位記が授与された。

中山、辻合両博士の略歴及び論文名は左の通りである。



中山 博士

大正十年専門学校校入学資格検定試験合格

海外関係機関より図書寄贈

カリフォルニア大学出版部 (University of California Press) より左記図書を William E. Bull and Harry F. Williams, Semantics del mundo. A Medieval Description of the World (University of California Publications in Modern Philology)



辻合 博士

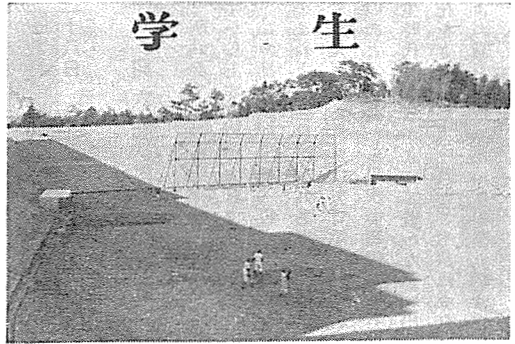
格、同年関大専門部商業科入学、同十三年卒業、同二十七年本学評議員、太平住宅株式会社取締役社長、太平火災相互株式会社取締役社長 (授与学位) 経済学博士 (論文題名) 「近代火災保険事業の基礎的構造に関する理論的並びに実際研究」

大正十五年大阪府立農学校卒、昭和二年天王寺師範学校本科第二部卒、同三年同校専攻科卒、同十一年関大専門部文科第二部卒、同十四年同大学法文学部文学科(哲学専攻)卒、市大助教授(家政学部)

「日本上代文様の研究」

(前編論文、後編図版) (参考論文) 日本上代芸術様式試験、装飾文様

Volume 51, 1959. また、イギリス経営協会 (British Institute of Management) より左記機関誌を The Manager, Vol. 27, No. 11, November, 1959. それぞれ寄贈して来た。



学 園 祭

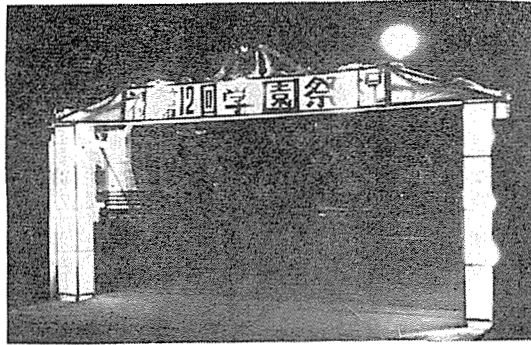
二部学生会の学園祭は、本年度第十二回を数え、十二月九日の前夜祭を皮切りに、十、十一、十二と三日間に亘り、天六学舎で盛大に催された。

九日の前夜祭には、法学部浪江源治員外教授らを講師に迎え、「夜学生の在り方」についてシンポジウムが行われ、学生多数参加して真剣に討議して、学園祭の雰囲気を出し、

第一日目(十日)は、第一会場で矢口学長の挨拶に開会後、「学歌」などの吹奏楽、弁論、合唱、踊、舞踊、吟詠、民謡等が華々しく繰りひろげられる傍ら、第二会場(体育館)で柔道の招待試合や卓球の紅白試合などが行われたが、また、第四会場では、現代中国の紹介展、絵画、

写真展示会、朝鮮文化写真展が催されていた。

第二日目(十一日)は、第一会場で前日に引続いて、学窓座の「制服」、弁論、英語劇「カーディフさして東へ」、軽音楽等が、第二会場ではフエンシング模範試合、空手道演武、フォークダンス、バドミントン等が行われ、第四会場では文学部吉永登教授の講演「万葉の世界」があった。



学 園 祭 風 景

第三日目(十二日)は、第一会場で吹奏楽と講演に映画「足摺岬」、第二会場は拳法紅白試合、剣道風船割り、第四会場のレコードコンサート等、悼尾を飾って連日盛況の多彩な学園祭の幕を閉じた。

駅 伝 に 三 連 勝

第二十一回関西学生琵琶湖一周駅伝競

走は、十一月二十八、九両日秋色深い湖畔に行われ、本学は第一日から終始圧倒的にリードし、通算記録9時間41分28秒で三年連続優勝をなし遂げた。

▽第一日記録

①関大(高橋・馬場・赤沢・越智・東川・井上・西川)5時間50分14秒②立命6時間3分35秒③近大④同大⑤京大⑥天理大⑦甲南大⑧阪大⑨大工大⑩神大

▽第二日記録

①関大(田主・藤枝・東川・赤沢・高橋・馬場)3時間51分14秒②立命③立命4時間1分7秒④京大⑤近大⑥同大⑦阪大⑧阪学大⑨甲南大⑩大工大⑪天理大

▽通算記録

①関大9時間41分28秒②立命10時間4分42秒③近大④京大⑤同大⑥阪大⑦甲南大⑧阪学大⑨大工大⑩天理大

全日本、全関西共に優勝

拳 法 部

第四回関西学生拳法選手権大会は、十一月七日大阪体育館で行われ、参加九校で勝ち抜きの結果、本学は優勝戦で関学を10-8で敗り、全日本、及び全関西選手権大会で二度目の優勝をかちえた。

単、複ともに栄冠

バドミントン部

第八回大阪学生バドミントン選手権大会は、十一月二十二日港体育館で行われ、複とともに本学が圧倒的に優勝した。

(男子)単①国信(関大)②根本(経大)③山本(関大)④山本(山本)⑤山本(関大)⑥国信、武村(関大)⑦根本、田中(経大)

スピード・スケートに新記録

第五回西日本インドア、スピード、スケート選手権大会は、十一月十四日桜の

宮リンクで開かれたが、本学は決勝で一、二位を獲得。なお、飯田選手の二マイル記録は日本新記録である。

▽決勝記録

八〇〇ヤード ①千原敬三(関大)1分30秒9
②飯田(関大)
③飯田(関大)
④飯田(関大)6分32秒0

オリンピック候補に

拳 斗・友 崎 選 手

ローマのオリンピック選手選考をかねて行われた第二十九回全日本ボクシング選手権大会は、十一月十八日から岡山市県立体育館で行われたが、本学のライト級友崎選手は準決勝で早大伊東選手と対戦して惜敗したが、その実力が買われて第二次ローマ、オリンピック選手候補の一人に選ばれた。

東西対抗野球に惜敗

第七回東西大学野球対抗試合は、十一月十四、十五及び二十二、二十三の四日間森の宮日生球場で開かれたが、本学は慶応、明治と対戦し、いずれも終盤で惜しくも敗れた。

三 級 と も 優 勝

レスリング部

関西レスリング選手権大会決勝戦は、十一月二十九日大阪ニュー・ジャパン道場で行われたが、フライ、バンタム、ミドルの各級において優勝の栄冠をかちえた。



校 友 バ ッ ジ

校 友

校 友 会 の 動 き

十一月

- 五日 昭六会総会
- 六日 関大大阪倶楽部総会
- 七日 八尾支部発会式
- 七日 芦屋支部総会
- 九日 代議員選考委員会
- 十五日 南支部旅行会
- 二十五日 代議員選考委員会
- 二十五日 東京支部総会
- 二十六日 広報部会
- 二十八日 祥久会

昭六会総会

昭六会ではさる十一月五日、午後五時から上本町の山中荘で総会を開催。

この日は矢口学長、岩崎、河村各教授をまねき、会員が十九名出席、水入らずで盛大に行われた。矢口学長のあいさつのもと、会員から現況の報告があり、学生時代をふりかえって豊かな思い出話に花をさかした。一同なごやかに夕食、つきぬ話を惜しみながら午後九時すぎ、更に活躍を祈って散会した。

関大大阪倶楽部総会

関大大阪倶楽部では、さる十一月六日午後六時から大阪天王寺区の天王殿で秋季総会を開催。

この倶楽部は先程大阪支部が発展的解消してクラブ制に組織がえしたが、以来二度目の総会で、この日は中務同倶楽部理事長はじめ会員約六十名が出席した。また来賓として神宅理事長、矢口学長、矢野常務監事も出席。はじめに中務理事長のあいさつ、ついで長老白川朋吉氏の元気なあいさつ、神宅氏も盛會を喜び母校運営への抱負をのべた。矢口学長から学長就任の抱負がひれきされ、白川氏の発声で祝杯をあげて宴會に移った。一同なごやかに語りあい、トランクに装束一式をつめこんで出席の左海会員から「柳の雨」など数々の名演がひろうされ一同の喝采をうけた。最後に起立して学歌を斉唱、午後九時半無事に閉會。

八尾支部発会式

八尾市内に在住の校友の間に支部を結成する動きが起り、組織部の仿らきかけによつて実を結んで、十一月七日午後五時半から同市内の勝軍寺で発会式が開かれた。

大学から神宅理事長、矢口学長が出席、校友会からも支部結成運動の完了が近いとあつて榎本副会長、門上組織部長、金本同副部長らが出席、会員六十名が参加して発起人・松村氏の司會で開かれた。

支部設立経過報告が行なわれ、村尾氏を議長にして会則案を検討のすゑ可決、議長を含む五名の選考委員で役員を選出した。

神宅理事長、矢口学長、榎本副会長、門上組織部長からそれぞれあいさつがあり、つづいて支部長に選ばれた松村氏から抱負のべられて議事を終った。乾杯して祝宴を開き、なごやかに歓談、記念写真を取り無事閉會した。

当日決定役員

支部長 松村睦雄
副支部長 池田信之助、田坪弘
顧問 三好万次、村尾静明
事務所は木本三九六・支部長宅におかれる。

芦屋支部総会

芦屋支部では十一月七日午後六時から国電芦屋駅前あしや園で本年度の総会を開催。

定刻を期して集つた会員は順次釜風呂にはいり丹前に着かえ、円座になつて總會に移った。

武田蔵之助氏や大学から出席の中山校友課長らを中心に開會、田辺由治郎支部長のあいさつで始められ、事業報告、会計報告があり、支部運営について色々協議されたのち、すき焼鍋を開いての宴會

にはいり、先輩、後輩と格式ばかることなくうちとけて大いに語り合つた。

代議員選考委員会

十月二十四日開催された本年度定例校友總會の席上、今回の役員改選は前回と同様、選考委員を選出して協議決定することになり、次の各氏が委員に選ばれた。
植田完治 大森俊次 萩田松博 榎本信雄 門上敏夫 寒川喜一 神戸健二 坂本竜夫 塚田正則 寺西武 中山巖 長柄金吾 西村治三郎 畑下辰典 林信夫 三島律夫 村上精三 矢野文雄 安富敏作 藪中健次 山崎敬義

(五十音順・敬称略)

なお第一回の委員会を十一月九日開催。委員長に榎本氏、副委員長に寒川、畑下の各氏を選んで協議にはいつた。

その結果、公平に各年代別、学校別の卒業生数に応じて選出することになり、ひきつづいて十一月二十五日に第二回目の委員会をひらき、総数を約七百五十名くらいとして検討を続けてゆくことになつた。

就職問題(教職関係)

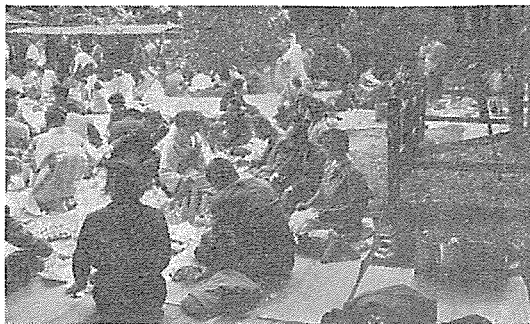
懇 談 会 開 催

府下中学、高等学校のうち本学教職課程の実習依頼校、並びに校友の校長先生

南支部旅行会

大阪南支部では文化部を設けて、いろいろと趣味の会をもつて会員相互の親睦をはかっているが、十一月十五日に多武峰談山神社へ旅行した。

会員五十名に事務局から出席の神屋敷事務長も加えた一行はバスにのりこみ、河内、大和の名勝や古跡を窓からながめながら目的地に到着。盛大な懇親宴を開いた。田中支部長も円座の中心になつて親しく杯をくみかわし、午後一時すぎ、バスで下山し、桜井から奈良を経て夕方大阪へ帰着した。



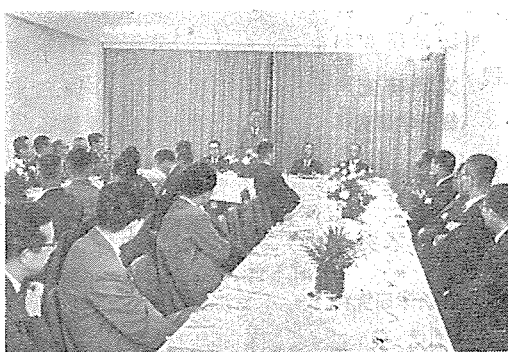
南支部旅行会

東京支部総会

東京支部では十一月二十五日夕刻から

都内・私学会館で本年度秋季総会を開催。

この日は折悪しく雨天であつたが、会員五十名が出席、校友会から大月会長も出席して盛大に開かれた。支部運営の経過報告や中山支部長のあいさつがあり、大月会長も母校と校友会の現況を説明、



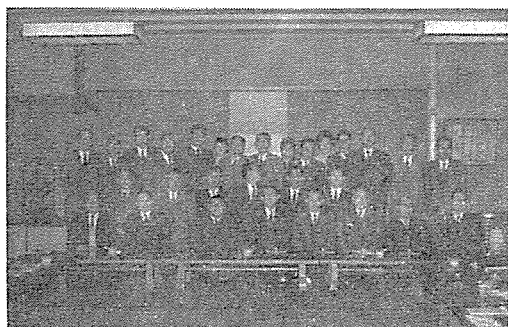
東京支部総会

あわせて学内通過で問題になつている高速度路問題についても話した。

この日は若い層の出席者が割合多くてことに活気にみち、和気あいあいと進められ、午後九時万才を三唱、母校の発展をいのつて散会した。

祥久会

祥久会では母校卒業二十五周年を記念する総会を十一月二十八日に「与市」で



祥久会

開催。

この会には二十五周年とあつて遠隔地の会員も参加、繰りあわせのつかぬ、会員からは祝電が寄せられるありさまで、大学からも矢口学長、西村理事、和田法学部長、榎本教授らが参席、記念すべき総会に祝辞をよせた。学長はじめ各氏から母校発展の現況をきき、会員一同大いによろこんだ。

また、ながい間税務刑法について研究を重ねておられた会員・竹沢喜代治氏から研究についていろいろと話があり有意義な会になつた。竹沢氏のこの研究はすでにまとまり、本学法学部で学位請求論文として審理するため、すでに正式に受理されている折でもあり、一同は無事パスすることを祈つた。

方に御出席を願つて、教職志願者の就職上の諸問題について、十二月四日(金)午後五時半より今橋クラブで懇談会を開催した。

まず大学側から、大小島教職課程委員長、山田就職部長の挨拶並びに教職員養成制度の今後のあり方などについて若干説明があつたのち懇談会に入り、現職の校長先生から見た本学出身教員の現状と教育養成制度の基本的な問題について種々参考意見が述べられた。

特に今回は御出席の校長先生全部の方から御意見を載くと云う盛会振りであつた。

村田貞雄(大阪市立高等学校校長) 山田重次(「扇町高等学校校長」) 中村一(「扇町商業高等学校校長」) 永井理一(「扇町第二商業高等学校校長」) 三島律夫(「関西大学第一高等学校校長」) 草島惣治郎(「興国商業高等学校校長」) 平岡右幸(「清風高等学校校長」) 竹田津久男(「大阪市立天王寺第二商業高等学校校長」) 野田三郎(「浪華商業高等学校校長」) 鈴木節三(「大阪市立西商業高等学校校長」) 田付徳三(「西第二商業高等学校校長」) 吉永寿(「汎愛高等学校校長」) 秦博(「東高等学校校長」) 小橋弥八(「南高等学校校長」) 時田勝己(「南第二高等学校校長」) 野中俊三(「淀高等学校校長」) 道之前直一(「相生中学校校長」) 福本孝一(「今宮中学校校長」) 堀重二(「築島中学校校長」) 紀績(「瑞光中学校校長」) 水島喜平(「吹田市立吹田第一中学校校長」) 不可三竜英(「吹田第二中学校校長」) 山本竹雄(「吹田第三中学校校長」) 西村俊吉(「豊津中学校校長」) 小松清(「大阪市立長吉中学校校長」) 後藤正身(「阪南中学校校長」) 越智治喜(「放出中学校校長」) 永島国臣(「都島中学校校長」) 角川勇次郎(「三國中学校校長」) 足立信治(「緑中学校校長」)

昭和35年度 關西大学入学試験概要

学 部		(一部) (二部) (出願期間及び試験日)		出 願 期 間	試 験 日	
法 学 部	{法 学 科 政 治 学 科}	400名	300名	地 方 試 験 (高松, 福岡, 広島, 金沢, 名古屋各地) (一部全学部)…昭和35年 1月19日 ~ 2月15日	2月21日	
経 済 学 部		400名	300名		2月18日	2月21日
文 学 部	{英 国 文 学 科 哲 学 科 仏 文 学 科 史 学 科 新 聞 学 科 東 洋 文 学 科}	300名	150名	法 学 部…	2月19日	2月22日
				商 学 部…	2月20日	2月23日
				文 学 部…	2月20日	2月24日
				経 済 学 部…	2月22日	2月25日
				工 学 部…		
商 学 部		400名	150名	(試験科目)		
工 学 部	{機 械 工 学 科 電 氣 工 学 科 化 学 工 学 科 金 属 工 学 科 管 理 工 学 科}	400名	(申請中)	法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学 (簿記) (二科目選択)		
				工 学 部…理科(物理、化学の中の一科目)、英語、数学		

		(出願期間)	
大学院	博士課程	法学研究科 {法学専攻}	10名
		文学研究科 {国文学専攻}	4名
		経済学研究科 {金融経済・経済史専攻}	3名
		昭和35年 3月1日 ~ 3月26日	
大学院	修士課程	法学研究科 {法学専攻}	60名
		文学研究科 {国文学専攻}	60名
		経済学研究科 {経済学専攻}	50名
		昭和35年 3月30日、31日 (2日間)	
		(試験科目)	
		博士課程...主論文、副論文、外国語	
		修士課程...論文、外国語	

なお、詳細については「昭和35年度關西大學學生募集要項」を参照して下さい。

關西大学經濟政治研究所編 販売費用の諸問題

第二部研究班 研究双書 第二冊

昭和三十四年十月二十日

A5判

八四頁

内 容

マーケティングについての理論的分析と批判 — 歴史的背景の解明を通して —	柏尾昌哉
ディストリビューション・コストの一考察 — H・A・アンドラスの所説を中心として —	酒井文雄
利益計画と損益分岐点分析 — 生産量と販売量の相連する場合 —	末政芳信

關西大学經濟政治研究所編 生産性向上の諸問題

第一部研究班 研究双書 第一冊

昭和三十四年十月二十日

A5判

九六頁

内 容

生産性の概念とその経済的意義	森川太郎
生産性向上運動の展開過程に関する若干の考察	松原藤由
生産性向上運動に関する一考察 — その理論と現実との背景をめぐって —	越後和典
日本農業の生産性に関する一考察	東井正美
産業連関分析における生産性	高本昇